

小平市指定下水道工事店申請の案内

小平市指定下水道工事店としての指定を申請される方は、指定下水道工事店指定申請書に必要書類を添えて提出して下さい。

受付期間 開庁時間内（8時30分～17時15分）

提出先 小平市環境部下水道課設備維持係 4階南側

申請実費 10,000円（指定工事店の指定の申請）

※申請時は、書類の内容を十分に説明できる方が持参して下さい。

【指定を受けるには】

1 営業所について

- ①東京都の区域内に営業所を有していること。
- ②建物面積が、原則として9.9㎡以上あること。
- ③単独で使用されている事務所であり、居住との併用または他の会社の事務所との共同使用の事実がないこと。
- ④電話、机、椅子、事務用品等、営業の本拠にふさわしい機能を備えていること。
- ⑤工事に必要な設備及び器材を有していること。

2 専属者について

- ①排水設備工事責任技術者が1名以上専属していること。
- ②排水設備工事責任技術者の登録を受けている方を雇用していること。
(注) 専属とは、指定工事店の代表者が常時業務を命令できるような雇用契約が結ばれていることで、非常勤や下請け等の方は含みません。

申請には次の書類が必要です。

1 指定下水道工事店指定申請書（新規・更新）に以下の書類を添付して下さい。

(1) 身分証明書

〔個人営業の方〕 本籍地の区市町村長の発行する身分証明書の正本

〔法人の方〕 本籍地の区市町村長の発行する代表者の身分証明書の正本

(2) 申請者（申請者が法人の場合は、その代表者）の住民票の写し（住所、氏名、生年月日）又は登録原票記載事項証明書及び履歴書（法人は代表者）

(注) 履歴書に、写真を貼って提出して下さい。

(3) 申請者が法人の場合は、当該法人の登記事項証明書・定款の写し

(4) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

①営業所の写真

- ア 営業所の建物全体（看板等が写っていること。）
- イ 営業所の室内全体の様子

②営業所の平面図

- ア メートル単位で寸法を記入し、面積も算出して下さい。

③営業所の見取図

ア 営業所調査の際に使用するので、住宅地図の写しに営業所の場所を記入したものを貼り付けるか、ご記入をお願いいたします。

④営業所の建物の登記事項証明書、又は建物賃貸借契約書の写しを提出

(5) 専属登録責任技術者名簿（新規・解除）に以下の書類を添付して下さい。

①専属登録責任技術者名簿に記載した専属者を小平市に、責任技術者登録をして下さい。（責任技術者登録申請書（新規・更新）別記様式第9号）

②責任技術者証の写しと責任技術者証（原本）

③専属を確認できる書類

次の証明書ア～ウのうち、いずれか一つを用意して下さい。

ア 組合健康保険証、政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険は除く）の写し

イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し

ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

(6) 専属する責任技術者の責任技術者証の写し

(7) 工事に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

(9) 指定下水道工事店の指定工事店証の写し又は指定工事店としての指定証明書（他の公共団体発行のもの）

(10) 責任技術者登録申請書の添付書類は、①住民票の写し又は登録原票記載事項証明書、②写真2枚、③責任技術者証の写し

※ 指定下水道工事店の指定工事店証の写し又は指定工事店としての指定証明書（他の公共団体発行のもの）があれば、(1) から (4) 及び (7) の書類は申請時には添付不要です。

※ 指定下水道工事店・責任技術者の登録申請書類は、小平市ホームページ

<http://www.city.kodaira.tokyo.jp>

※ 申請の方法や必要書類について不明な点がある場合は、直接来庁されるか、または電話にて下記までお問い合わせ下さい。

小平市環境部下水道課設備維持係

住 所 小平市小川町二丁目1333番地 4階南側

電話番号 042-341-1211（内線2926）

042-346-9560（直通）